

長岡市公告第174号

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び長岡市財務規則（平成3年長岡市規則第15号）第129条第1項の規定により一般競争入札を実施するので、次のとおり公告します。

令和7年7月1日

長岡市長 磯田達伸

1 物件の名称

売却対象である市有財産（以下「本件不動産」という。）

2 本件不動産表示及び予定価格（最低価格）

区分	不動産の表示	予定価格 （最低価格）
土地	地番：①長岡市住吉1丁目2223番2 （面積：170.36㎡） ②長岡市沢田3丁目1986番8 （面積：113.32㎡） 地目：宅地 面積：合計283.68㎡ 備考：第一種中高層住居専用地域（建ぺい率：60%、 容積率：200%）、第一種住居地域（建ぺい率： 60%、容積率：200%）	16,425,072円

3 入札参加申込について

（1） 入札参加申込期間及び受付場所

＜入札参加申込期間＞

令和7年7月1日（火）から同年8月15日（金）まで

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

※土曜日、日曜日及び祝祭日を除きます。

＜入札参加申込受付場所＞

〒940-0062

新潟県長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト6階

長岡市財務部財産マネジメント課

（電話：0258-39-2211（直通））

（2） 入札参加資格

次のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者

(ア) 成年被後見人

(イ) 未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

(ウ) 破産者で復権を得ていない者

イ 過去3年間に、次の各号の一に該当する行為を行った者。また、その者を代理人として使用する者

(ア) 入札において、その公正な執行を妨げる行為又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合する行為

(イ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げる行為

(ウ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった場合

(エ) 前各号の一に該当する事実があつた後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用する行為

ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、経営に実質的に関与していると認められる者

エ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

オ 暴力団員と認められる者

カ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

ク 法人にあつては、その役員（その支店又は営業所を代表する使用人を含む。ケにおいて同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ケ 法人にあつては、その役員のうちにオからキまでのいずれかに該当する者がある者

(3) 入札参加申込条件

申し込みは、1個人又は1法人につき1回までとし、共有で入札に参加する場合は、1共有入札者につき1回までとします。

(4) 入札参加申込時に持参していただくもの

ア 入札参加申込書（様式1）

イ 個人の場合は入札参加申込者本人の住民票の写し（1通）（発行から3箇月以内に個人番号の記載がないもの。）

法人の場合は現在事項全部証明書（1通）（発行から3箇月以内のもの。）

ウ 同意書（様式4）（(3) 入札参加資格アー（イ）に該当する場合）

- エ 誓約書（様式５）（過去２年以内に市に提出したことがある場合は、不要です。）
オ 共有で入札に参加しようとする場合には、代表者選任届（様式６）とイがそれぞれ全員分必要です。（共有で入札する場合でも、入札者は代表者１名となります。）

（５） 入札参加申込みの方法

入札参加申込期間内に、入札参加申込書（様式１）に必要書類を添えて、入札参加申込受付場所に直接持参してください。なお、電話・郵送・ファックス・メールによる申込みは受けません。

（６） 申込みにあたっての留意事項

- ア 落札後の売買契約は、入札参加申込書に記載された名義人との契約になります。
ただし、共有で入札に参加する場合は代表者選任届（様式６）に記載された共同入札参加者の連名での契約となります。
イ 入札参加申込みの取下げは、申込期間内に限り、入札参加申込取下書（様式８）を提出してください。
ウ 既に入札参加申込書を提出し、市から入札参加許可証を交付されている者で入札参加を辞退したい場合は、入札参加辞退届（様式９）を入札日までに提出してください。

（７） 入札保証金について

- ア 入札に参加される方は、入札に際し、入札保証金が必要となりますので「入札参加申込書（様式１）」に、入札額の５％以上の入札保証金額を記載してください。後日市が発行する納入通知書にて、入札日の前日までに金融機関で納付の上、入札当日、受付へ入札保証金の領収書を提出してください。
イ 入札保証金を変更する場合は、入札保証金変更届（様式７）を令和７年８月８日（金）までに提出してください。

※入札保証金の減額変更は認めません。

- ウ 入札後の入札保証金の取り扱いについては、以下のとおりです。

１． 落札者

所定の様式で申請いただくことにより、契約保証金の一部に充当することができます。指定した契約締結日までに落札者が契約を締結しないときは、当該落札を取り消し、入札保証金は市に帰属します。

２． 落札者以外の者

指定された金融機関の口座に返還します。なお、返還に際しては、日数を要します。

- エ 入札保証金には利息は付しません。

４ 入札について

（１） 入札及び開札の日時

- ア 入 札 日 令和７年８月２０日（水）
イ 入 札 時 間 午前１１時００分
ウ 受 付 時 間 午前１０時３０分から午前１１時００分まで
エ 開 札 時 間 入札終了後直ちに開始します。

オ 場 所 長岡市役所大手通庁舎 6階コラボレーションルーム

※当日、受付がお済みであっても、入札時間に遅れた場合は入札参加の棄権と判断します。

※受付の状況により、入札開始時間が遅れることがあります。

(2) 入札に必要なもの（必要書類）

ア 入札書（様式2）

イ 封 筒（封筒記載例を参照）

ウ 入札保証金の領収書（納入通知書の半券。領収日付印が押してあるもの。）

※受付で確認後、返却します。

エ 入札者の身分を証明する書類（運転免許証等）

オ 入札参加許可証

カ 委任状（様式3。代理人により入札しようとする場合のみ。）

(3) 入札の方法

ア 入札執行時間前に受付で入札参加許可証及び入札保証金の領収書を提出してください。なお、入札保証金の領収書は、確認後、返却します。

イ 入札参加者は、入札書（様式2）に必要な事項を記入し、入札書を封筒（封筒記載例を参照）に入れ、封印した上、入札執行職員の指示に従って入札箱に投函してください。

ウ 入札は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を入札の受付時に提出してください。

エ 入札の当日、出席しなかった者又は入札開始時刻に遅刻した者は、棄権とみなします。

オ 入札者は、その投函した入札書の手換え、差換え又は撤回をすることはできません。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札参加資格がない者のした入札

イ 申込人の委任を受けていない者がした入札

ウ 入札保証金を納付しない者又は入札保証金が所定の額（入札額の5%以上）に達しない者がした入札

エ 入札書等の押印を必要とする場所に押印がない入札

オ 入札者が2以上の入札をしたときは、その全部の入札

カ 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札

キ 入札書の金額を訂正、削除、挿入等した入札

ク 入札に関し連合するなど不正な行為を行った者がした入札

ケ 予定価格（最低価格）未満の金額の入札

コ その他入札に関する条件に違反した入札

落札者がア、イ、ク、コに該当することが後日判明した場合、その事実が判明した時点でその者のした入札を無効とします。契約締結前の場合、入札保証金については

市に帰属し、返還しません。契約締結後の場合、契約書第 11 条に基づき契約を解除します。

(5) 開札

ア 開札は、入札締切後、直ちに入札者立会のもとで行います。

イ 開札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会職員以外の者は入場することができません。

(6) 落札者の決定

ア 市の予定価格（最低価格）以上で、かつ、最高金額をもって入札した者を落札者とし、落札者には、後日、落札者決定通知書を交付します。

イ いずれの入札金額も予定価格（最低価格）に達していない場合は、再入札は行わず、入札を打ち切ります。

ウ 最高金額をもって入札した者が 2 人以上いる場合は、当該入札者にくじを引いてもらい落札者を決定します。くじ順については、予備くじにより決定します。

(7) 入札結果の公表

落札者があるときは、その場でその者の会社名（個人の場合は個人名）及び金額を開札に立ち会った入札者にお知らせします。

また、入札結果について、ホームページ等で公表する場合があります。

(8) 入札の中止等

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

5 契約について

(1) 契約の締結

ア 落札者は、落札者決定通知書の交付日の翌日から 7 日以内に財産マネジメント課において、契約の締結を行っていただきます。期日までに契約を締結されない場合は、落札者の決定は無効となります。

イ 契約締結前までに、売買代金の 10 % 以上の契約保証金を市が発行する納入通知書により納入してください。なお、所定の様式で申請いただくことにより、入札前に納入した入札保証金を充当することができます。

ウ 落札者が契約締結後 30 日以内に売買代金を納入しない場合は、契約保証金は市に帰属し、返還しません。

エ 契約締結に要する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税は落札者の負担とします。

(2) 売買代金等の支払い方法

ア 契約締結後、市が発行する納入通知書により、30 日以内に契約保証金を除いた売買代金を一括納付してください。ただし、契約保証金として、売買代金の全額を納入している場合は、この限りではありません。

※契約保証金は売買代金の一部に充当するものとします。

イ 所有権の移転登記は市で行いますので、市が用意する国税収納金納付書により、登録免許税を金融機関に納入し、領収証書を市まで届けてください。

(3) 所有権の移転等

- ア 売買代金の納入完了を確認後、速やかに所有権が移転するものとします。
- イ 本件不動産の引渡しは、売買代金納入完了確認後、速やかに行います。
- ウ 本件不動産の所有権移転登記は、売買代金及び登録免許税納入完了確認後、速やかに市が手続きします。

6 その他

- (1) 本件不動産を売却するにあたり、現状有姿での引渡しとなります。現地及び周辺環境の状況は必ず入札参加者自身で確認してください。
- (2) 現地の工作物や樹木等は、現状有姿のまま引渡します。
- (3) 本件不動産の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて落札者において行ってください。
- (4) 本件不動産の東側からの乗り入れについては、別途、警察署及び道路管理者との協議・承認が必要となります。
- (5) 本件不動産の地盤調査、地下埋設物調査及び土壌汚染調査は行っておりません。
なお、調査にかかる費用については落札者の負担とし、長岡市は、このことによる一切の損害賠償等の責任は負わないものとします。
- (6) 入札の公正、競争性を確保するため、入札参加状況等の問い合わせについては、一切お答えできません。
- (7) 不明な点は、令和7年8月8日(金)午後5時15分までに質問票(様式10)を使用し、電子メールでお問い合わせください。なお、質問に対する回答は、質問者を伏せてホームページ上に公開します。

質問のメールを送信した際は、必ず電話による着信確認を行ってください。

送信先メールアドレス：f-management@city.nagaoka.lg.jp

